



発行 新潟県

第 17 号

令和4年3月4日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 181 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 182 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 183 漁業災害補償法による加入区の変更設定（水産課）
- 184 保安林の指定予定（治山課）
- 185 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 186 公共測量の終了通知（監理課）
- 187 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 188 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 189 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 190 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 191 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 192 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 193 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 194 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 195 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 196 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 197 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 198 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 199 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 200 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 201 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 202 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 203 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 204 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 205 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（ICT推進課）
- 指定希少野生動植物案の縦覧（環境企画課）
- 令和4年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築住宅課）
- 一般競争入札の実施（高等学校教育課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

正 誤

- 令和4年2月22日付け県報第14号主要目次中（地域産業振興課）



◎新潟県告示第181号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年3月4日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	廃止年月日
なの花薬局新発田店	新発田市本町1-14-5	育成医療・更生医療	令和4年2月28日

◎新潟県告示第182号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和4年3月4日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	指定年月日
エール薬局 さんぼく店	村上市勝木1340-1	育成医療・更生医療	令和4年3月1日
れんげ薬局 新潟新発田店	新発田市本町1-14-5	育成医療・更生医療	令和4年3月1日

◎新潟県告示第183号

平成27年2月27日新潟県告示第215号（漁業災害補償法に基づく加入区の設定）の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が令和4年5月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和4年4月30日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和4年3月4日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
姫津・ 金泉加 入区	姫津漁業協同 組合の地区及 び佐渡漁業協 同組合の地区 のうち佐渡市 北狄、戸地、 戸中の区域	1 <u>10トン以上の漁船 により主としていか釣 りを営む漁業</u> 2 <u>10トン以上の漁船 により主としてかご漁 業を営む漁業</u> 3～6 (略)	姫津・ 金泉加 入区	姫津漁業協同 組合の地区及 び佐渡漁業協 同組合の地区 のうち佐渡市 北狄、戸地、 戸中の区域	1 <u>いか釣り漁業</u> 2 <u>かご漁業及びかご漁 業といか釣り漁業を併 せて営む漁業</u> 3～6 (略)

◎新潟県告示第184号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年3月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市赤谷癸1263の2、癸1263の6、癸1263の12、癸1263の13、癸1305、癸1306、癸1318、癸1322の1、癸1322の3、癸1322の4、癸1324の2、癸1326、癸1328の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第185号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、佐渡市の国仲西部土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和4年3月4日

新潟県佐渡地域振興局長

1 就任

理事	佐渡市上長木466	長嶋 正芳 (理事長)
〃	〃 八幡941	石井 孝良
〃	〃 泉丙698-1	渡辺 茂雄
〃	〃 山田649	野田 政好
〃	〃 真光寺824	金光 英晴
〃	〃 青野409	井上 昌彦
〃	〃 市野沢613-1	林 良宏
〃	〃 石田286	池田 康一
監事	〃 八幡新町87-4	近藤 明寛
〃	〃 泉丙126	市橋 悦男

就任年月日 令和4年2月19日

2 退任

理事	佐渡市泉丙126	市橋 悦男 (理事長)
〃	〃 八幡1324	松塚 重樹
〃	〃 山田16-1	五十立 秀男
〃	〃 泉丙699	矢辺 政広
〃	〃 二宮310-1	池田 宏
〃	〃 真光寺149	小山 洋一
〃	〃 上長木466	長嶋 正芳
〃	〃 山田634-甲	大塚 安二
監事	〃 石田124-1	渡部 晃
〃	〃 山田609	高野 庄嗣

退任年月日 令和4年2月18日

◎新潟県告示第186号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年3月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和3年8月16日から令和3年12月20日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市中央区窪田町地先～新潟県新潟市西区上新栄町地先

◎新潟県告示第187号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和4年3月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 処分をした年月日 令和4年1月5日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社西村組
西村 文雄
- 3 主たる営業所の所在地
加茂市大字後須田1250-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-1）第5773号
- 5 処分の内容 管工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和3年12月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和4年1月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
小竹建築
小竹 行雄
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区白根魚町2-35
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-29）第44010号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和3年12月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和4年1月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
小林建築
小林 昭順
 - 3 主たる営業所の所在地
五泉市南田中甲743-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-30）第43053号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和3年12月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和4年1月4日
-

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
新潟ゴンドラ株式会社
池田 紀宏
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区川岸町3-31
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第15189号
- 5 処分の内容 とび・土工工事業、防水工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和4年1月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和4年1月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
嶋津建築
嶋津 和夫
 - 3 主たる営業所の所在地
阿賀野市大字山崎371-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第39602号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年1月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和4年1月6日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社野澤高圧瓦工業所
野澤 力平
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市大字塩谷1228
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第178号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年1月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和4年1月6日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社那富産業
島崎 淳司
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区下木戸3-3-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第14868号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年1月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和4年1月11日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社大塚工務店
大塚 正
 - 3 主たる営業所の所在地
南魚沼市大字坂戸243-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第18941号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年1月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和4年1月12日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社レイキ
小師 章子
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市下柳3-9-22 スカイワン201
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第45213号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年1月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和4年1月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社広瀬工務店
荒川 一定
 - 3 主たる営業所の所在地
妙高市大字十日市372-15
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第27081号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年1月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和4年1月14日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社エル・ウッド建築事務所
春日 周一
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区上所中2-15-10
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第43146号
 - 5 処分の内容 解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
-

令和4年1月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和4年1月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社南波設備
南波 正樹
 - 3 主たる営業所の所在地
胎内市住吉町4-56
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第43325号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、水道施設工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年1月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和4年1月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社西方組
立川 浩
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区坂井1-19-34
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-3)第13650号
 - 5 処分の内容 左官工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年1月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和4年2月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
正建
平澤 正巳
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市撰田屋町2612-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第42180号
 - 5 処分の内容 建築工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年1月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和4年1月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社不二産業
本間 克也
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区津島屋3-208
-

-
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第40423号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年1月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和4年1月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
柳澤鉄工
柳澤 範義
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大潟区岩野古新田776
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第20105号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年1月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和4年2月9日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
柄澤鉄工
柄澤 重正
 - 3 主たる営業所の所在地
南魚沼市片田388-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第18665号
 - 5 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年1月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和4年2月16日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
須田建築
須田 和美
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市滝谷町2089-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第44033号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年1月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和4年1月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社小杉冷蔵庫製作所
小杉 幸士
-

- 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区西湊町通一ノ町2673
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般－2）第22718号
- 5 処分の内容 管工事業、熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和4年1月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和4年1月25日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社植木電機
植木 孝夫
- 3 主たる営業所の所在地
燕市吉田旭町2－4－23
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般－29）第15550号
- 5 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和4年1月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和4年1月26日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
丸忠工務店
丸山 忠
- 3 主たる営業所の所在地
十日町市下条4－374
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般－2）第8334号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和4年1月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

◎新潟県告示第188号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成25年2月22日新潟県告示第241号）を次のとおり解除する。

令和4年3月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中居地区	新発田市上中山	次の図のとおり	土石流
中居(2)地区	新発田市上中山	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第189号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成22年4月16日新潟県告示第676号）を次のとおり解除する。

令和4年3月4日

新潟県知事 花角 英世

1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下鍬江沢地区	胎内市鍬江	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第190号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成25年1月25日新潟県告示第92号）を次のとおり解除する。

令和4年3月4日

新潟県知事 花角 英世

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
原田(1)地区	十日町市野口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第191号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月7日新潟県告示第297号）を次のとおり解除する。

令和4年3月4日

新潟県知事 花角 英世

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
所平地区	中魚沼郡津南町大字中深見	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第192号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成22年5月28日新潟県告示第819号）を次のとおり解除する。

令和4年3月4日

新潟県知事 花角 英世

1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
アザミ沢地区	南魚沼市石打	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第193号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成24年7月13日新潟県告示第911号）を次のとおり解除する。

令和4年3月4日

新潟県知事 花角 英世

1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
辻又(1)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第194号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成25年10月4日新潟県告示第1168号）を次のとおり解除する。

令和4年3月4日

新潟県知事 花角 英世

1 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小滝沢地区	柏崎市米山町	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第195号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成22年12月17日新潟県告示第1584号）を次のとおり解除する。

令和4年3月4日

新潟県知事 花角 英世

1 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大清水地区	柏崎市米山町	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第196号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成29年3月14日新潟県告示第270号）を次のとおり解除する。

令和4年3月4日

新潟県知事 花角 英世

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山越地区	上越市板倉区山越	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。）

て縦覧に供する。)

◎新潟県告示第197号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成28年11月15日新潟県告示第1175号）を次のとおり解除する。

令和4年3月4日

新潟県知事 花角 英世

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
雨降沢地区	妙高市大字姫川原	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第198号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成25年2月22日新潟県告示第242号）の指定を解除する。

令和4年3月4日

新潟県知事 花角 英世

1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中居地区	新発田市上中山	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第199号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成22年5月28日新潟県告示第820号）の指定を解除する。

令和4年3月4日

新潟県知事 花角 英世

1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
アザミ沢地区	南魚沼市石打	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第200号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年7月13日新潟県告示第912号）の指定を解除する。

令和4年3月4日

新潟県知事 花角 英世

1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
辻又(1)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第201号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成25年10月4日新潟県告示第1169号）の指定を解除する。

令和4年3月4日

新潟県知事 花角 英世

1 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小滝沢地区	柏崎市米山町	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第202号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成29年3月14日新潟県告示第271号）の指定を解除する。

令和4年3月4日

新潟県知事 花角 英世

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山越地区	上越市板倉区山越	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第203号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成28年11月15日新潟県告示第1176号）の指定を解除する。

令和4年3月4日

新潟県知事 花角 英世

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

雨降沢地区	妙高市大字姫川原	次の図のとおり	土石流
-------	----------	---------	-----

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第204号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年3月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中居地区	新発田市上中山 阿賀野市折居	次の図のとおり	土石流
中居(2)地区	新発田市上中山 阿賀野市折居	次の図のとおり	土石流
下鍬江沢地区	胎内市鍬江 関川村鍬江沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
原田(1)地区	十日町市野口 小千谷市真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
所平地区	中魚沼郡津南町大字中深見 十日町市田代	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
アザミ沢地区	南魚沼市石打 南魚沼郡湯沢町大字湯沢	次の図のとおり	土石流
辻又(1)地区	南魚沼市市野江丙 魚沼市明神	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小滝沢地区	柏崎市米山町 上越市柿崎区竹鼻	次の図のとおり	土石流
大清水地区	柏崎市米山町 上越市柿崎区竹鼻	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

5 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山越地区	上越市板倉区山越 妙高市大字吉木	次の図のとおり	土石流
雨降沢地区	妙高市大字姫川原 上越市中郷区二本木	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第205号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年3月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中居地区	新発田市上中山 阿賀野市折居	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
アザミ沢地区	南魚沼市石打 南魚沼郡湯沢町大字湯沢	次の図のとおり	土石流
辻又(1)地区	南魚沼市市野江丙 魚沼市明神	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小滝沢地区	柏崎市米山町 上越市柿崎区竹鼻	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山越地区	上越市板倉区山越 妙高市大字吉木	次の図のとおり	土石流
雨降沢地区	妙高市大字姫川原 上越市中郷区二本木	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
新潟県LANシステム用ソフトウェア等一式（その2）の購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県知事政策局ICT推進課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和4年2月17日（木）
- 6 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社新潟支店
新潟県新潟市中央区万代3丁目1番1号
- 7 落札価格
39,416,003円
- 8 入札公告日
令和4年1月28日（金）
- 9 落札方式
最低価格

指定希少野生動植物案の縦覧（公告）

新潟県希少野生動植物保護条例（令和3年新潟県条例第8号）第10条第1項の規定による指定希少野生動植物の指定をしたいので、同条第3項により、次のとおり公告し、当該指定の案を縦覧に供する。

なお、同条第4項の規定により、当該指定の案に係る利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、新潟県知事に指定の案についての意見書を提出することができる。

令和4年3月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定の案

名称	指定の理由
サワラン	園芸目的の採取や生育地である湿地の変化により生育数が減少して

(ラン科)	いるとともに、隣接県での採取規制によって当県での採取圧が高まる可能性があり絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
イチョウシダ (チャセンシダ科)	生育地が限られているとともに、生育地の環境変化により生育数が減少しており、絶滅のおそれがあるため、特に保護を図る必要がある。
エチゴマイマイ (オナジマイマイ科)	当県の固有種であり、また、過度の捕獲の対象となり生息数が減少しているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ヤセキセルモドキ (キセルモドキ科)	県内における生息地が限定されており生息数が少なく、捕獲圧が高まっているとともに、人為的な繁殖が困難であるため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

2 意見書の提出先その他の意見書の提出に必要な事項

(1) 提出先 新潟県県民生活・環境部環境企画課自然保護係

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

電子メール ngt030150@pref.niigata.lg.jp

(2) 提出期限 令和4年3月18日

(3) 提出方法 持参又は郵送、電子メール（郵送及び電子メールの場合は、提出期限の日までに必着のこと。）

(4) 提出様式 指定希少野生動植物の指定の案についての意見書(新潟県希少野生動植物保護条例施行規則(令和3年新潟県規則第28号)別記第1号様式)に指定の案に係る利害関係を有することを疎明する書面を添えて提出すること。

令和4年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について（公告）

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和4年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和4年3月4日

新潟県知事 花角 英世

1 試験の日時

(1) 学科の試験

ア 二級建築士

令和4年7月3日（日）

午前10時10分から午後5時20分まで

イ 木造建築士

令和4年7月24日（日）

午前10時10分から午後5時20分まで

(2) 設計製図の試験

ア 二級建築士

令和4年9月11日（日）

午前11時から午後4時まで

イ 木造建築士

令和4年10月9日（日）

午前11時から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 学科の試験

ア 二級建築士

朱鷺メッセ 新潟市中央区万代島6番1号

長岡商工会議所 長岡市表町3丁目1番8号 リナシエビル3

イ 木造建築士

朱鷺メッセ 新潟市中央区万代島6番1号

(2) 設計製図の試験

ア 二級建築士

未定

イ 木造建築士

未定

3 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

(1) 受付期間

令和4年4月1日(金) 午前10時から令和4年4月14日(木) 午後4時まで

(2) 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、令和4年4月6日(水)までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

4 学科の試験の免除の申請

令和2年又は令和3年の学科の試験に合格した者に限り行うことができる。免除の申請にあたっては、令和2年又は令和3年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の受験番号を入力して行うこと。

5 合格者の発表

令和4年12月1日(木)頃に発表する。

なお、「学科の試験」については、二級建築士試験においては令和4年8月23日(火)頃、木造建築士試験においては令和4年9月6日(火)頃に発表する。

6 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、令和4年6月8日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

(3) この試験に関する問合せは、以下にすること。

郵便番号950-0965 新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル3階

公益社団法人新潟県建築士会(電話025-378-5666)

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第1項の規定により、GIGAスクール運営支援センター事業業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年3月4日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

GIGAスクール運営支援センター事業業務

(2) 委託業務内容及び委託業務の実施場所

「GIGAスクール運営支援センター事業業務委託仕様書」記載のとおりとする。

(3) 委託期間

令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)まで

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和4年3月4日(金)から令和4年3月9日(水)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

新潟県教育庁高等学校教育課（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(2) 入札説明書に関する問合せ等

ア 問合せ方法

入札説明書等その他本件入札に関する質問事項がある場合、質問事項を記載した書面（本入札説明書に定める様式に限る。）を、ウに定める問合せ先に直接持参又はファクシミリによる送信の方法で提出すること。

なお、提出されたすべての質問書に対する回答は、令和4年3月11日（金）までに、本入札説明書を交付した者に対して、ファクシミリにより回答する。

イ 問合せ受付期間

令和4年3月4日（金）から令和4年3月10日（木）まで（新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで。

ウ 問合せ先

新潟県教育庁高等学校教育課 教育情報化推進担当

電話番号 025-280-5634 ファクシミリ番号 025-285-7998

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和4年3月22日（火）午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁入札室（行政庁舎16階）

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件をすべて満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 新潟県の県税の納付義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

(6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(7) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて、新潟県知事から確認を受けている者であること。

5 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、本件入札に参加することができない。

ア 提出期間 令和4年3月15日（火）午後5時まで（必着）

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県教育庁高等学校教育課教育情報化推進担当

ウ 提出方法 持参又は郵送

エ 提出書類及びその部数

次に掲げる添付書類（以下「競争入札参加資格確認申請書等」という。） 各一部

(ア) 競争入札参加資格確認申請書（様式1）

(イ) 業務計画書（自由様式）

※別紙1「業務計画書作成上の注意」に従い作成及び必要書類を添付すること。

(ウ) 会社概要（様式2）

(エ) 類似業務実績一覧表（様式3）

(オ) 県税納税証明書（令和4年3月4日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。）（県税の納税義務を有する者のみ）

- (2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、確認結果通知書の交付を受けること。
- ア 日 時 令和4年3月17日(木) 午後1時以降
- イ 通知方法 電子メール
- 6 入札者に求められる義務
- 5(1)に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、3(1)に定める日の前日までの間において、当該書類の内容について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 7 入札の方法
- (1) 入札は、次のいずれかの方法によること。
- ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書(封筒に入れ密封の上、上記1(1)の調達案件の名称及び入札者の商号又は名称を記入したものに限る。)を持参し、提出すること。
- ただし、代理人が入札書を持参し、提出する場合は、3(1)に定める時刻までに委任状を提出し、代理権が確認された者でなければならない。
- イ 本人が作成した一の入札書及び後記12の入札保証金(入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは当該証書)を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって3(1)に定める日の前日の午後5時までに到着するよう郵送すること。
- (2) 入札書の名義
- 本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。
- (3) 入札書の記載
- ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。
- 8 開札の方法
- (1) 開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
- (2) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行うものとする。ただし、無効入札を行った者は、再入札に参加することができない。
- (3) 再入札は1回を限度とする。ただし、7(1)イに定める方法によって入札書を提出した者は再入札に参加することができない。
- 9 落札者の決定方法
- (1) 入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) (1)の者が2以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- この場合において、当該入札者が7(1)イに定める方法によって入札書を提出した者であるときは、別に定める者にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 8(3)に定めるところにより再入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって申し込みをしたものと随意契約の交渉を行うことがある。
- 10 書留郵便をもって入札書を提出した者に代わってくじを引く者
- 新潟県教育庁高等学校教育課職員
- 11 入札の無効
- 次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出したときは免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

13 契約の手続において使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

14 契約書及び契約条項

別添「契約書（案）」のとおりとする。

15 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等に記載されている内容については、本件入札に限るものとし、他に使用しない。

(2) 誓約書の提出

契約の締結に際しては、別添「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

(3) 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(4) その他

本件入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

16 Summary

(1) Project Description:

Support for Management of the GIGA School Program

(2) Time and Place of bidding:

10:00a.m. 22 March, 2022

Niigata Prefectural Government, Bidding Room

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

High school Education Division

Niigata Prefectural Board of Education

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken

950-8570, JAPAN

TEL: 025-280-5634

E-mail: ngt500050@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、超音波診断装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年3月4日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

超音波診断装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年3月31日(木)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和4年3月14日(月)午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

正 誤

令和4年2月22日付け県報第14号主要目次中

ページ	行	誤	正
1	19	大規模小売店舗の新設	大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見